



出典：法務省ホームページ

センターの設立へ向けて関係機関（全国被害者支援ネットワーク・日本弁護士連合会・（財）法律扶助協会・警察庁・法務省）との協議を実施（平成17年12月～同18年2月）した。その後、同センター地方事務所に対し、各地における被害者支援連絡協議会への参加申入れを指示（平成18年5月）した。

なお、平成18年4月10日に日本司法支援センターを設立し、同年10月2日から業務を開始している（日本司法支援センターホームページ：<http://www.houterasu.or.jp>）。

### (35) 「NPO ポータルサイト」による情報取得の利便性確保

内閣府において、特定非営利活動法人としての法人格を有する犯罪被害者等の援助を行う団体等の情報について、平成17年度に開設した「NPO ポータルサイト」での検索により取得可能とすることとされた。

現在、当該情報はNPOポータルサイトにおいて検索できるようになっている（内閣府国民生活局：[http://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/Portal\\_search](http://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/Portal_search)）。

### (36) 犯罪被害者団体等専用ポータルサイトの開設

内閣府において、犯罪被害者等同士が出会うための情報の整理等を行い、自助グループを含む各犯罪被害者団体等における活動等を紹介するため、新たに、犯罪被害者等の間の

ネットワーク作りを円滑に行えるような犯罪被害者団体等専用ポータルサイトを開設することとされた。現在、準備作業を行っている。

### (37) 自助グループの紹介等

警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行っていくこととされた。現在、警察における相談や支援等の機会に、又は、民間被害者支援団体を通じて、自助グループを紹介している。

### (38) 犯罪被害者等施策のホームページの充実

内閣府において、犯罪被害者等施策のホームページについて、関係法令の整備その他必要な情報の更新を行い、充実を図っていくこととされた。

内閣府犯罪被害者等施策ホームページ（<http://www.8.cao.go.jp/hanzai/index.html>）においては、犯罪被害者等基本法・犯罪被害者等基本計画の内容、犯罪被害者等施策推進会議等の政府における推進体制や都道府県・政令市主管課室長会議に関する情報提供を行っている。また、基本計画の案を作成するために推進会議の下に置かれた犯罪被害者等基本計画検討会や策定された基本計画の効果的推進等のための基本計画推進専門委員等会議等の配布資料や議事要旨等を公表し